

グリーンファイナンスに関する検討会(第3回) 議事要旨

日時：2022年3月23日(水)9時～12時

場所：オンライン会議システム

<座長>

水口 剛 高崎経済大学学長

<委員>

相原 和之 野村證券株式会社デット・キャピタル・マーケット部ESG債担当部長

上野 貴弘 一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所
研究推進マネージャー（サステナビリティ） 上席研究員

押田 俊輔 マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
クレジット調査部長

梶原 敦子 株式会社日本格付研究所執行役員サステナブルファイナンス評価本部長

金子 忠裕 株式会社三井住友銀行ホールセール統括部
サステナブルビジネス推進室室長

岸上 有沙 特定非営利活動法人日本サステナブル投資フォーラム理事
Chronos Sustainability Ltd., Specialist, Sustainable Investment

島 義夫 玉川大学経営学部教授

竹林 正人 Sustainalyticsアジア・パシフィックリサーチ
アソシエイトディレクター

田村 良介 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社投資銀行本部
デット・キャピタル・マーケット部エグゼクティブ・ディレクター
ESGファイナンス&新商品チームヘッド

中空 麻奈 BNPパリバ証券株式会社グローバルマーケット統括本部副会長

八矢 舞子 株式会社日本政策投資銀行サステナブルソリューション部課長

林 寿和 ニッセイアセットマネジメント株式会社ESG推進部
チーフ・アナリスト

林 礼子 BofA証券株式会社取締役副社長

本多 勇一 第一生命保険株式会社責任投資推進部責任投資企画室長

吉高 まり 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社経営企画部副部長
プリンシパル・サステナビリティ・ストラテジスト

※当日欠席

足達 英一郎 株式会社日本総合研究所常務理事

長谷川 雅巳 一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部長

※委員の肩書きは2022年3月23日時点のものである。

<オブザーバー>

金融庁、経済産業省、日本銀行

一般社団法人生命保険協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、株式会社日本取引所グループ、日本公認会計士協会、日本証券業協会

議 事

1. 開会

2. 意見交換会議事要旨の報告

(1) 資料 3 に基づき、事務局より意見交換会の議事要旨について報告がなされた。

3. ガイドライン 2022 年改訂版（案）に関する議論

(1) 資料 4 に基づき、事務局よりガイドライン 2022 年改訂版（案）について説明がなされ、これに基づき以降の議論がなされた。

(2) ガイドライン 2022 年改訂版（案）全体に関する議論

① 本ガイドラインの位置づけとして、これを満たせば国際原則にも整合し、国際的にもそういった商品として評価されることを目指しているという前提を確認する意見があった。また、ガイドラインの最初に全体目次、全体構成図や関連する国際原則の図を追加するなど、全体像をわかりやすくすべきという意見があった。その際、サステナブルファイナンス全体を示したうえで、本ガイドラインのスコープを示す図があるとわかりやすいとの意見があった。またトランジション等の関連手法の整理は、全体目次の冒頭に含めるべきとの意見があった。

(3) グリーンボンドガイドライン 2022 年改訂版（案）に関する議論

- ① 「はじめに」において、国内の温室効果ガス削減への取組や、循環型社会、生物多様性等の分野における課題や取組等に言及すべきという意見があった。また国内の状況を踏まえ、グリーン性の定義の明確化を図ったうえで、日本においてグリーンとして進めたい分野は何なのか、グリーンボンドをどの様に発達させていきたいのかという点について言及すべきという意見があった。また国内版ガイドラインが、全体のファイナンスのなかでのラベル債の発行方法等の可視化に貢献している旨を追記すべきとの意見があった。
- ② 「環境・社会リスク」という記載のうち、「社会リスク」についてはカバーする事象が多岐に渡り、例えば日本国内と海外では労働慣行が異なることから、雇用に対する考え方など、事象の捉え方が日本国内と海外で異なることがある。したがって国内発行体は、多角的にリスクを抽出したうえで、その対応策を含め、海外投資家にも分かるよう丁寧な説明が必要であるという意見があった。
- ③ グリーンボンドのレポーティングの一般開示について、情報へのアクセシビリティに言及すべきという意見があった。
- ④ 「各種基準、認証への適合および情報公開」において、ガイドライン付属書とタクソミーが同列で記載されており、付属書の重みが非常に増すため、書きぶりは細かく精査する必要があるという意見があった。
- ⑤ グリーンボンドに投資するメリットとして、発行体の情報開示が不十分な場合に、開示を促すことが

できるという趣旨を追記すべきという意見があった。

- ⑥ 環境改善効果に係る指標、算定方法等という項目について、「投資家が自らの投資先の温室効果ガス排出量を算定し、ネットゼロを目指していく国内外の動きもあり、環境改善効果の定量化は投資家の目線からも重要な要素となっている。」と記載があるところ、発行体が温室効果ガス排出量を開示しない場合、投資家は外部のリサーチベンダーによるデータを利用せざるを得ないという事情も記載すべきという意見があった。
- ⑦ グリーンボンドフレームワークについて、TCFD のフレームワークを活用することも考えられるといった記載があるとよいという意見があった。また、過去のグリーンボンドのフレームワークについて、再レビューは不要との記載があるが、注釈では適切性の考え方に変化がある場合は要検討とあり、これを本文に記載すべきという意見があった。
- ⑧ 「外部機関のレビュー」において、セカンド・パーティ・オピニオン、検証、認証、レーティング等の名称に言及されているが、各定義・違いについて説明を加えるべきという意見があった。

(4) サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版（案）に関する議論

- ① 「BAU」の意味は必ずしも現状維持ではなく、定義については再考すべきという意見があった。
- ② 「野心性の定義」においては、基準の考え方だけでなく、求められる水準についてもわかりやすく記載すべきという意見があった。
- ③ 「投資家に望まれる事項」において、モニタリングと対話の重要性を追記すべきという意見があった。加えて、日本の特徴である投資表明を行うことの意義や責任に言及するとよいという意見があった。他方、「投資家に望まれる事項」には、あくまで投資家としてあるべき振る舞いを記載すべきであり、また、投資表明の記載内容は慎重な議論が必要であるという意見があった。

(5) グリーンローンガイドライン 2022 年版（案）に関する議論

- ① グリーンローンは、ボンドに比べて活用事例が少ないので、普及に向け、グリーンローンに取り組む意義の記載を拡充することが必要という意見があった。
- ② レポートの開示について、国内版ガイドラインでは一般開示を求めており、国際原則に比べてより厳しい内容となっている。サステナビリティ・リンク・ローンの記載とも表現や内容がやや異なるため、平仄を合わせるべきという意見があった。

(6) サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版（案）に関する議論

- ① レポートの開示について、何をいつ時点で開示すべきなのかわかりやすく記載する必要があるとの意見があった。また SPTs の情報開示に関する記載との重複があり、記載の再整理が必要だという意見があった。
- ② SPTs の外部検証について、求められる水準をより具体的に記載すべきであり、ISO における保証の定義等を参照すべきという意見があった。また検証の必要性に関する例外規定の記載はペンディングとなっているが、実態を踏まえ、例外規定を記載すべきであるという意見があった。

(7) 付属書に関する議論

- ① 付属書 1 の長期目標に関する記載について、日本における 2050 年カーボンニュートラルについても言及すべきという意見があった。
- ② 付属書 1 別表の大項目 6：クリーンな運輸に関する事業について、小項目 6-1 に海上・航空輸送と記載があるが、グリーン性の観点から、記載方法は留意すべきとの意見があった。
- ③ 付属書 1 別表のネガティブな効果の例は、環境面のみならず、社会面や、他省庁で議論がある内容についても、ある程度言及できるとよいという意見があった。また、大項目 1：再生可能エネルギーに関する事業のネガティブな効果の例として、設備の廃棄について記載すべきという意見があった。
- ④ 付属書 1 別表の具体的な指標の例について、大項目 2：省エネルギーに関する事業における「環境認証の取得数」は「環境認証の取得の状況」とし、大項目 10：グリーンビルディングに関する事業に「環境認証の取得の状況」を追加すべきとの意見があった。また小項目 8-4：自然災害・沿岸域の具体的な指標の例については再考すべきという意見があった。
- ⑤ 付属書 4 におけるモデルケースについて、SPTs が環境面に偏っており、社会面等にも言及できるとよいという意見があった。また、野心性の判断について詳しく説明したモデルケースを示せるとよいという意見があった。

4. 閉会

以上